

新型コロナウイルス感染症患者の退院に関する基準（新旧対照表）

国 基 準	新	旧
	<p>① 発症日（※1）から14日間経過し、かつ、症状軽快（※2）後72時間経過した場合</p> <p>② 発症日から10日経過以前に症状軽快した場合には、軽快後24時間経過した後に行った検査（※3）で陰性確認され、その検査の検体を採取した24時間以降に再度検体採取を行い、2回連続で陰性を確認</p> <p>③ 無症状病原体保有者は、発症日から14日間経過した場合</p> <p>②の検査で陽性が確認された場合は、その検体を採取した24時間後から、②の検査の条件を満たすまで検査を繰り返す（①に該当した場合を除く）</p> <p>患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、症状軽快後に、上記の場合に該当するまで退院の基準を満たさないものとする</p> <p>※1 症状を呈し始めた日。無症状又は発症日が明らかでない場合には、陽性確定に係る検体採取日</p> <p>※2 解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向</p> <p>※3 核酸増幅法（PCR法、Lamp法）</p>	<p>① 37.5℃以上の発熱が24時間なく、呼吸器症状が改善傾向 + 症状軽快後24時間経過した後に行った検査（※3）で陰性確認され、その検査の検体を採取した24時間以降に再度検体採取を行い、2回連続で陰性確認</p> <p>② 無症状病原体保有者については、陽性の確認24時間後に行った検査で陰性確認され、その検査の検体を採取した24時間以降に再度検体採取を行い、2回連続で陰性確認</p> <p>上記の検査で陽性が確認された場合は、その検体を採取した24時間後から、①及び②の検査の条件を満たすまで検査を繰り返す</p> <p>患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、37.5℃以上の発熱が24時間なく、呼吸器症状が改善傾向となるまで退院の基準を満たさないものとする</p>

改正後の厚生労働省の退院基準

